

亀岡市告示第164号

亀岡市防犯カメラ取扱要綱を次のように定める。

平成24年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市防犯カメラ取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安全・安心のまちづくりのために、**犯罪の防止を目的として**本市が設置し、又は管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理の業務を委託するもの（以下「指定管理施設等」という。）を含む。以下「市の施設」という。）における防犯カメラの取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 市が市の施設に継続的に設置するカメラで、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 不特定の人を撮影するものであること。
 - イ 犯罪の防止を目的に設置されたもの（犯罪の防止を従たる目的として設置されたものを含む。）であること。
 - ウ 画像の表示装置又は記録装置を備えるものであること。
- (2) 画像 防犯カメラの表示設置に表示され、又は記録装置によって記録される情報で、特定の個人を識別できるものをいう。（防犯カメラの設置の届出等）

第3条 市の施設を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、防犯カメラを設置しようとするときは、防犯カメラ設置届出書（別記第1号様式）に防犯カメラの設置箇所及び撮影方向を示す配置図を添えて、あらかじめ防犯担当課安全安心まちづくり課に届け出なければならない。

2 所管課長は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は防犯カメラの設置を廃止したときは、防犯カメラ変更・廃止届出書（別記第2号様式）により防犯担当課安全安心まちづくり課に届け出なければならない。

（防犯カメラ管理責任者）

第4条 防犯カメラを設置したときは、市の施設ごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、所管課長をもって充てる。

（表示板の掲示）

第5条 管理責任者は、防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に表示板（別記第3号様式）を掲示しなければならない。ただし、表示板を掲示することにより防犯カメラの設置場所が特定され、違法行為を誘発するおそれがある場合は、この限りでない。

（管理責任者の責務）

第6条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用においては、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の趣旨に則り、市民等の権利利益の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

（画像の管理）

第7条 管理責任者は、画像の保管に際しては、盗難、散逸等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 画像の保管期間は、2月以内で管理責任者が定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、管理責任者は、防犯担当課安全安心まちづくり課と協議の上、保管期間を延長することができる。

3 管理責任者は、保管期間を経過した画像を速やかに、かつ、確実に消去しなければならない。

4 管理責任者は、画像が記録された録画媒体を廃棄する場合は、完全に記録を消去し、復元できないことを確認の上、廃棄しなければならない。

(画像の利用及び提供の制限)

~~第8条 管理責任者は、亀岡市個人情報保護条例第10条第1項ただし書の規定により画像を外部に提供するときは、画像提供記録書(別記第4号様式)により記録するほか、提供を受けるものに対し、当該画像の使用目的及び使用方法等について必要な制限を付し、又は個人の権利利益の保護のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。~~

管理責任者は、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、亀岡市個人情報保護条例第10条第1項第2号及び第4号に該当する場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項の規定により画像を提供するときは、画像提供記録書(別記第4号様式)に記録し、防犯担当課安全安心まちづくり課に報告するものとする。

(指定管理者等による管理に伴う措置)

第9条 管理責任者は、指定管理施設等における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設等に係る指定管理者又は契約によりその管理の業務を受託した者に行わせることができる。この場合においては、市民等の権利利益の保護のために必要な措置を講じるように協定又は委託契約等によって義務付けるものとする。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ確実に対応しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置されている防犯カメラについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この要綱の施行後遅滞なく」とする。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

防犯カメラ設置届出書

（宛先）

所管課名 _____

課長氏名 _____

亀岡市防犯カメラ取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

防 犯 カ メ ラ	設置する施設の名 称		
	設置予定日		
	設置目的		
	設置機器の構成	カメラ	台
		画像表示装置	台
		画像記録装置	台
	設置状況及び撮影区 域	<input type="checkbox"/> 固定式 ・ <input type="checkbox"/> 可動式	
		カメラ配置図及び撮影区域図 別添	
	表示板の設置	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
		（無の場合） 理由	
（有の場合） 表示板設置場所 別添図面のとおり			
画 像	記録媒体		
	保存期間		

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

防犯カメラ変更・廃止届出書

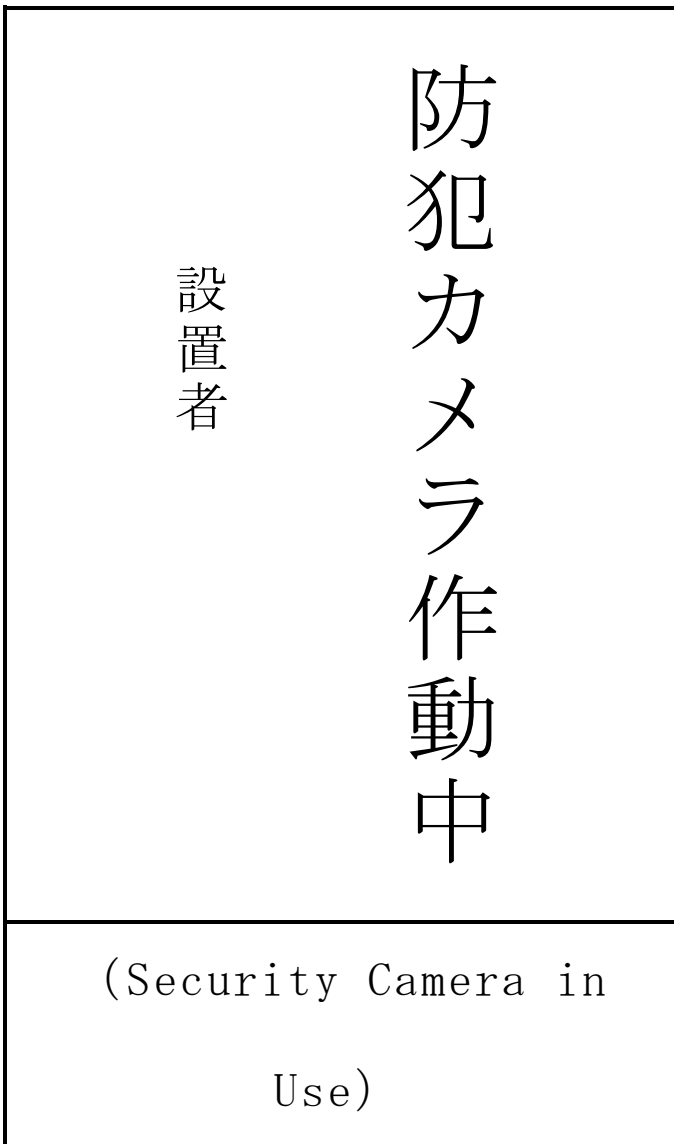
（宛先）

所管課名 _____

課長氏名 _____

亀岡市防犯カメラ取扱要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置する施設 の 名 称	
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 ・ <input type="checkbox"/> 廃止
変 更 の 内 容	
変 更 ・ 廃 止 年 月 日	
変 更 ・ 廃 止 の 理 由	
備 考	



第 4 号様式（第 8 条関係）

画 像 提 供 記 録 書

提供日時		
画像提供先	氏名又は名称 及び代表者氏名	
	住 所	
	連 絡 先	
画像の内容 撮影範囲・録画期間等		
画像の使用目的		
提供理由		
提供の条件		
そ の 他 返却予定等		